**注記（事業別財務諸表：看護師等確保対策事業）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　　　①　事業の概要

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保に関する法律に基づき、民間看護師等養成所の充実・教員等の資質向上を図る養成対策、偏在化の解消・勤務環境

の改善・離職防止を図る定着対策及びナースセンター事業を推進する再就業支援を行っています。

　　　　　②　当該事業に関し説明すべき固有の事項

本事業は、看護師等の確保が困難な病床数が200床未満の病院等に一定期間従事した場合、返還債務を免除する規定を設けることにより、府内における看護職員

の確保及び偏在化解消をその目的としております。

よって、貸付金のうち看護師等修学資金貸付金121百万円には、こうした施策的な観点から返還債務を免除する見込みの金額を含みます。